

## 平成29年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p><b>【尾間木内谷公園（東浦和第四公園）に関する要望】</b>                      1.時計台を設置してほしい。                      2.砂場の砂を総入れ替えしてほしい。</p>	<p>1.都市公園への時計の設置につきましては、利用人数が多く、かつグラウンドゴルフ等、時間を区切つての広場利用などがされていることを条件として、設置をしているところです。                      ご要望の尾間木内谷公園につきましては、そのような利用状況でないことから、時計の設置は考えておりません。                      ご理解のほど、よろしくお願いいたします。  <b>【都市局都市計画部都市公園課】</b>                      2.現地を確認したところ、砂の固着や落葉の混入など、管理状況が不十分であることが見受けられました。しかし、総入れ替えの必要は認められませんので、今後、継続した清掃作業のほか、固着している表層の砂の入れ替えなど、改善策を講じてまいります。  <b>【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】</b></p>
2	<p><b>【下水溝のつまり解消について】</b>                      東浦和9-13前の下水溝のつまりを解消してほしい。                      別紙(1)</p>	<p>現地確認を行い、業者に清掃するよう依頼をし、7月20日に作業が完了いたしました。  <b>【緑区役所くらし応援室】</b></p>
3	<p><b>【不動産業者による賃貸契約時の対応について】</b>                      不動産業者に対し、家屋の賃貸の際に、借主に対してゴミ出しの分別、ゴミ出しの日の確認を徹底するよう呼びかけることを義務化してほしい。</p>	<p>これまでも不動産業者に対しては、収集所の設置の際に、ごみの出し方に関しても説明しております。現在のところ義務化は考えておりませんが、今後も不動産業者に対して、積極的に働きかけて参ります。  <b>【環境局資源循環政策部廃棄物対策課】</b></p>
4	<p><b>【公民館運営協議委員会への交付金及び校庭樹木剪定にかかる費用負担】</b>                      尾間木地区自治会連合会予算で公民館運営協議委員会に交付金88万円、尾間木地区教育環境整備基金予算で校庭樹木剪定等60万円を計上しているが、市予算で実施すべきではないのか。</p>	<p>尾間木地区自治会連合会から、これまでの経緯等について回答がありました。  <b>【緑区役所区民生活部コミュニティ課】</b></p>
5	<p><b>【自治会からの陳情・要望受付窓口の設置】</b>                      自治会からの陳情・要望の受付窓口として分野別総合案内を設置し、要望事項に対して行政の対応を体系的に説明・指導してもらいたい。                      （目的課所になかなか辿りつけない）</p> <p>例1)狭あい道路拡幅整備事業の場合                      建設指導課が最初の窓口課であるが、打ち合わせが開始されると、土木管理課、道路維持課と担当課が変わってくるが、最初の段階で全工程の内容を説明してもらいたい。                      例2)ごみの集積場所の新設の場合                      清掃事務所が窓口だが、上下水道・公道等との関連で各所に出向かないと解決しない。</p>	<p>担当の所管課が不明な場合はコミュニティ課で調べて取り次ぎます。  <b>【緑区役所区民生活部コミュニティ課】</b></p>
6	<p><b>【職員録の配付要望】</b>                      市組織の職務文書及び職員名簿などを自治会に配付するよう検討してほしい。</p>	<p>職員録は市の業務用として、主に職員間の事務連絡に用いるために作成しており、庁内各課へ必要最小限の範囲で配付し活用しております。また、市役所業務に関するお問い合わせをするときなど、市民の皆様の便宜を図るために有償にて配付しているところです。                      以上のことから、関係団体等におきましても有償にて配付させていただいておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。  <b>【総務局人事部人事課】</b></p>

## 平成29年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	<p><b>【資源回収運動補助金単価引き上げ】</b> 自治連、社協等への年会費は1世帯あたり1,040円で、資源回収運動補助金は自治会運営資金の貴重な財源となっている。さいたま市の補助金単価引き上げを検討いただきたい。 なお、近隣市における同補助金は下記のとおりである。 例)川口市10円、所沢市6円、鳩ヶ谷市6円、草加市7円、越谷市8円、さいたま市5円</p>	<p>補助金の単価につきましては、行政回収を実施している他の政令指定都市の平均よりも高い状況となっております(政令市平均は1kg約4.1円)ので、現況のままでお願いしたいと考えています。 <b>【環境局資源循環政策部廃棄物対策課／緑区役所くらし応援室】</b></p>
8	<p><b>【避難所運営に関する研修会の開催】</b> 平成29年3月1日(水)に緑区地区安全講演会が開催され、防災アドバイザー吉田亮一氏(東日本大震災時には指定避難所で責任者として活躍)の講演があり好評だった。 緑区には多くの避難所があるが、避難所運営に焦点を当てた研修会の開催を検討いただきたい。 緑区総務課に開催要望をしたところ、予算がないとの回答であったが、危機管理部と連携して検討してほしい。</p>	<p>平成30年2月28日(水)に開催を予定している地域安全講演会の防災の部における講演は、東日本大震災時に自主防災組織の活動や避難所運営に携わった方の講師を検討しています。 また、昨年度初めて実施した「緑区内避難所意見交換会」を今年度も実施しますので、各避難所間の情報交換を行い、避難所運営の参考になればと思っています。 <b>【緑区役所区民生活部総務課】</b></p>
9	<p><b>【区長マニフェスト『自然と共生するまちづくり「緑区不法投棄防止対策事業」』について】</b> 緑区不法投棄防止対策事業の「緑区不法投棄防止対策協議会・キャンペーン等を実施」とあるが、対策協議会での具体的な対策とその効果について教えてほしい。</p>	<p>緑区不法投棄防止対策協議会の具体的な対策(事業)ですが、区民まつりでの啓発活動や東浦和駅前での街頭キャンペーン、不法投棄が発生しそうな場所に不法投棄禁止看板を設置しております。さらに、緑区くらし応援室職員による定期的な不法投棄防止巡回パトロールを実施しております。 効果といたしまして、各年7月末での件数ですが、平成23年度8件、平成24年7件、平成25年6件と推移しておりましたが、平成27年度は5件、平成28年度は4件、そして本年は3件、と年々減少しており、今後ともより一層の積極的で効果的な活動を展開してまいります。 <b>【緑区役所くらし応援室】</b></p>
10	<p><b>【緑区ホームページの活用(費用対効果の検証)について】</b> 緑区ホームページは、区民の生活に役立つ地域に特化した情報提供が求められる。 一例として、地元設置されているAEDの所在を検索すると、 step1:さいたま市緑区⇒step2:安心安全のために 救急⇒step3:AEDを設置しています⇒step4:AED設置施設「管理者等が常駐する各公共施設等に681台設置しています」⇒step5:AED設置施設一覧 AED管理台帳が掲載されているが地域別ではなく、しかも民間の配置場所は掲載していない。広域にわたる設置場所を表示するのは現実的とは言い難く地域に特化した素早い検索が可能なホームページに改良していただきたい。 上記は一例にすぎないが、緑区のホームページは区民に役立つ新情報を提供できるようにデータの更新にご配慮いただきたい。 また、緑区区政情報の「緑区自治会連合会が日本赤十字社に義援金を寄託しました」という記事は6年前のことであり、古すぎる。</p>	<p>緑区のホームページにおいて、ご不便をおかけしましたこと、誠に申し訳ございません。 掲載情報につきましては、古い記事の削除や最新情報へ更新するなど、適切な運用を行うよう各所属に徹底を図りました。 今後とも、区ホームページ掲載内容の充実に努めて参ります。 <b>【緑区役所区民生活部総務課】</b></p>

## 平成29年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	<p><b>【区長マニフェスト「自然と共生するまちづくり」について】</b>            10年来「見沼たんぼキレイきれい大作戦」を実施しているが、不法投棄は減らない。防止するには常時継続的方策が必要ではないか。            「大作戦」で年に一度、500人の参加を期待するのではなく、少人数でも毎週・毎月実施するほうが実効性を高めることができる。不法投棄を放置したままだとゴミがゴミを呼ぶ（割れ窓理論）            緑区不法投棄防止対策事業は、キャンペーンなども一定の啓発効果はあると認識しているが、防止対策には具体的な仕組み作り（不法投棄パトロール、監視カメラ、警察力活用等）がより重要である。</p>	<p>見沼たんぼキレイきれい大作戦は、見沼たんぼを守りたいという区民の発案により始まっております。ゴミの回収量は毎年減少傾向にあり、事業の成果が表れていると考えておりますので、今後毎年1度開催してまいります。  <b>【緑区役所区民生活部コミュニティ課】</b>            防止対策の具体的な内容はNo.9で回答した通りですが、さいたま市環境局廃棄物対策課や産業廃棄物指導課、更に警察とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。  <b>【緑区役所くらし応援室】</b></p>
12	<p><b>【空き家の樹木のはみだしについて】</b>            最近、樹木のはみだしがある空き家で、連絡先がわからないケースがあり、空き家の所有者・管理者に連絡を取る方法と、行政としての窓口及びどのように対応しているか教えてほしい。            特に、樹木の倒壊など安全上の懸念が予想される際の対応方法を教えてほしい。</p>	<p>空き家等の対策につきまして、連絡先は個人情報の関係で教えることはできませんが、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」により、所有者の財産管理であり、適正に管理することとなっております。            地域でそのような空き家等がございましたら、緑区役所くらし応援室にご相談や情報提供をいただければ所有者に対して指導等を行います。            なお、ご質問の樹木のはみだしがある場合や樹木の倒壊等安全性に懸念が予想される場合には、所有者・管理者の方に樹木の剪定依頼を行います。  <b>【緑区役所くらし応援室】</b></p>
13	<p><b>【見沼たんぼの環境保全について】</b>            緑区の見沼代用水西縁と東縁の間のグリーンベルト（見沼たんぼ）を維持するため、現在どのような規制や対応策が施行されているか教えてほしい。            また、個人や自治会で園芸に利用できる場所があるか、環境保全活動に協力する方法を教えてください。</p>	<p>農地法などの法律による規制のほかに、埼玉県が策定した「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」において、見沼田圃における土地利用の基準が定められています。具体的には、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等としての土地利用を図るとされており、それに基づいた行政指導を行っています。            見沼田圃の土地の多くは、農家の方々などが所有する個人の土地（農地）です。個人や自治会で園芸などに利用できる場所としては、農家の方々が一掃開放している「市民農園」などがあります。            市では、環境保全などに取り組む多くの市民団体等とともに、「見沼・さぎ山交流ひろば」という活動に取り組んでいます。「見沼・さぎ山交流ひろば」は、緑区のさぎ山記念公園・さぎ山記念館を活動拠点に見沼田圃の交流の場として、見沼たんぼクリーンウォーク（清掃活動）をはじめとする様々なプログラムを実施しています。ぜひ、それらのプログラムなどにご参加いただければと思います。  <b>【都市局都市計画部みどり推進課見沼田圃政策推進室】</b></p>
14	<p><b>【市報さいたま緑区版の掲載記事について】</b>            現行の「市報さいたま緑区版」を行政サイドからの情報伝達以外に市民から市民への情報提供の場として使えないか検討いただきたい。            例：暮らし、季節の便り、祭り等の紹介、自治会の紹介、自治会内の問題・課題と各自治会での対応例など</p>	<p>市報さいたま緑区版は、広く緑区民の方に周知する行政情報を掲載しております。掲載スペースが限られていることから、掲載希望をお断りすることもある現状のため難しいです。  <b>【緑区役所区民生活部コミュニティ課】</b></p>

## 平成29年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>【自治会掲示板の公園内や市道への設置について】</p> <p>梅所第二公園に設置されている掲示板は、他の2か所に設置されている掲示板に比較して小さく、ポスター掲示を頻繁に入れ替えざるを得ないため、コミュニティ課に大きい掲示板との入れ替えを依頼したところ、公園内及び公園周辺の市道に設置することはできないとの回答だったため、三十数年前に公園内に設置した現在の掲示板を継続使用することになった。</p> <p>現在の掲示板の柱や梁を変えることなく、掲示用の板のみを大きいものに入れ替える方法がないか教えてほしい。</p>	<p>板のみ大きくすることは、支柱等の強度、安全性の確保の観点から問題があるだけでなく、仕様変更による占用許可申請に対しても許可が下りないためできません。</p> <p>【緑区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
16	<p>【住民のいないマンションへの対応について】</p> <p>何年もほとんど住民がすんでいないマンションへの対応はしないのか。倒壊の恐れはないのか、また、景観上も好ましくないため、行政指導を希望したい。</p>	<p>「住民のいないマンションへの対応について」ですが、住民のいないマンションも空き家と同様の取扱いであり、先ほどNo.12でお答えさせていただきましたとおり所有者の財産管理であり、適正に管理することとなっております。</p> <p>地域でそのような空き家等がございましたら、緑区役所くらし応援室にご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>【緑区役所くらし応援室】</p>
17	<p>【空き家等の防犯・防災対策について】</p> <p>自治会を運営するにあたり、自治会の退会者が多く、入会者も少なくなり大変困っている。また、事業に対して無関心な人が多くみられるようになった。</p> <p>問題は空き家が多く、家の周囲に物を置き去りにしたまま引っ越した状態になっており、近所の人たちが心配している。防犯・防災対策に支障をきたしている。行政で対策を考えていただきたい。</p>	<p>「空き家等の防犯・防災対策」につきましては、先ほどNo.12、16でお答えさせていただきましたとおりでございます。</p> <p>地域でそのような空き家等がございましたら、行政で対応できることは限られてはいますが、緑区役所くらし応援室にご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>【緑区役所くらし応援室】</p>
18	<p>【信号機の変更について】</p> <p>下山口新田3の交差点に、現在設置されている押しボタン式信号を自動式信号に変更するように要望する。植木と坂道により、車の出入りが見えにくくなっており、事故原因になりかねないので、安心・安全な道路にさせていただくよう要望する。</p> <p>別紙(2)</p>	<p>信号機の変更につきましては、「所管である浦和東警察署に確認したところ、浦和東警察署から埼玉県警察本部に自動式信号に変更するよう要望書を提出する」と伺っております。</p> <p>また、信号機付近の植栽につきましては、7月21日(金)に剪定しました。</p> <p>【緑区役所くらし応援室】</p>
19	<p>【道路・歩道の整備について】</p> <p>見沼代用水西縁の歩道について、木の根っこが飛び出して道路がでこぼこしていて危険なため、整備してほしい。</p> <p>別紙(3)</p>	<p>当該フラワーロードは、雨水等により路面表土が流出し、碎石が露出してしまっていることから、ダスト舗装を実施いたします。また、木の根が露出している部分に関しては、フェンスに人の往来の出来る幅の隙間がありますが、本来園路ではなく、桜の木の根を保護する観点から、こちらを塞ぎます。本来の出入り口をご利用いただくようお願いいたします。</p> <p>【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】</p>